

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

<改正理由>

保険料負担における公平性の確保のため、国民健康保険法施行令の一部改正（1月29日公布・4月1日施行）が行われたことに伴い、所要の改正を行うもの。

下記1の改正内容は、格差是正の観点から、相当の高所得であっても賦課限度額の納付のみでよい状況を是正すべく、例年のように引き上げがなされているもの。下記2の改正内容は、経済の回復基調に伴う所得の底上げを見込み、低所得者の負担軽減に配慮して軽減判定基準を緩和するもの。

<改正内容>

1. 保険料賦課限度額の引き上げ

年度	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額	賦課額計
H27	52万円	17万円	16万円	85万円
H28	54万円	19万円	16万円	89万円
増減	2万円	2万円	据置き	4万円

2. 保険料軽減判定基準の緩和

年度	軽減判定所得		
	7割	5割	2割
H27	基礎控除(33万円)	基礎控除(33万円) +26万円×被保険者数	基礎控除(33万円) +47万円×被保険者数
H28	基礎控除(33万円)	基礎控除(33万円) +26.5万円×被保険者数	基礎控除(33万円) +48万円×被保険者数